

国士舘大学大学院入学試験問題用紙

修士課程

研究科	専攻	試験科目	参考書等持込
経済学研究科	経済学専攻	租税論・租税法研究	不可

個人で貸金業を営む居住者が利息制限法による制限利息を超過する利息により金銭の貸付けを行った。この場合において、以下の①から④の利息は所得税を計算するに当たって、総収入金額に含まれるか、下記の条文及び裁判例を参考にして、説明しなさい。

- ① 現実に受け取った利息のうち利息制限法による制限利息の範囲内の利息
- ② 現実に受け取った利息のうち利息制限法による制限超過の利息
- ③ 利息の支払期限以降も未収である利息のうち利息制限法による制限利息の範囲内の利息
- ④ 利息の支払期限以降も未収である利息のうち利息制限法による制限超過の利息

○所得税法（抜粋）

（収入金額）

第三十六条 その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。

（以下、略）

○利息制限法（抜粋）

（利息の制限）

第一条 金銭を目的とする消費貸借における利息の契約は、その利息が次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める利率により計算した金額を超過するときは、その超過部分について、無効とする。

- 一 元本の額が十万円未満の場合 年二割
- 二 元本の額が十万円以上百万円未満の場合 年一割八分
- 三 元本の額が百万円以上の場合 年一割五分

○最高裁判所昭和46年11月9日判決

二、現実に収受された場合について。

利息制限法による制限超過の利息・損害金の支払がなされても、その支払は弁済の効力を生ぜず、制限超過部分は、民法四九一条により残存元本に充当されるものと解すべきことは、当裁判所の判例とするところであつて（略）、これによると、約定の利息・損害金の支払がなされても、制限超過部分に関するかぎり、法律上は元本の回収にほかならず、したがつて、所得を構成しないものように見える。

しかし、課税の対象となるべき所得を構成するか否かは、必ずしも、その法律的性質いかんによつて決せられるものではない。当事者間において約定の利息・損害金として授受され、貸主において当該制限超過部分が元本に充当されたものとして処理することなく、依然として従前どおりの元本が残存するものとして取り扱っている以上、制限超過部分をも含めて、現実に収受された約定の利息・損害金の全部が貸主の所得として課税の対象となるものというべきである。もつとも、借主が約定の利息・損害金の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当することにより、計算上元本が完済となつたときは、その後に支払われた金員につき、借主が民法に従い不当利得の返還を請求しうることは、当裁判所の判例とするところであつて（略）、これによると、貸主は、いつたん制限超過の利息・損害金を収受しても、法律上これを自己に保有しえないことがありうるが、そのことの故をもつて、現実に収受された超過部分が課税の対象となりえないものと解することはできない。

三、未収の場合について。

一般に、金銭消費貸借上の利息・損害金債権については、その履行期が到来すれば、現実にはなお未収の状態にあるとしても、旧所得税法一〇条一項にいう「収入すべき金額」にあたるものとして、課税の対象となるべき所得を構成すると解されるが、それは、特段の事情のないかぎり、収入実現の可能性が高度であると認められるからであつて、これに対し、利息制限法による制限超過の利息・損害金は、その基礎となる約定自体が無効であつて（略）、約定の履行期の到来によつても、利息・損害金債権を生ずるに由なく、貸主は、ただ、借主が、大法廷判決によつて確立された法理にもかかわらず、あえて法律の保護を求めることなく、任意の支払を行なうかも知れないことを、事実上期待しうるとどまるのであつて、とうてい、収入実現の蓋然性があるものということとはできず、したがつて、制限超過の利息・損害金は、たとえ約定の履行期が到来しても、なお未収であるかぎり、旧所得税法一〇条一項にいう「収入すべき金額」に該当しないものというべきである（もつとも、これが現実に収受されたときは課税の対象となるべき所得を構成すること、前述のとおりであつて、単に所得の帰属年度を異にする結果を齎すにすぎないことに留意すべきである。）。

令和8年度 国士舘大学大学院入学試験

出題の意図と採点のポイント

研究科名	経済学研究科 経済学専攻
試験期別	Ⅲ期
試験区分	一般選考
試験科目名	租税論・租税法研究

■出題の意図

利息制限法による制限超過の利息が所得税の計算に当たっての総収入金額に含まれるか否かを問うもので、条文の正しい解釈及び判例の理解が求められる。

■採点のポイント

- ① 現実に収受した利息制限法による制限利息の範囲内の利息が総収入金額に含まれることを条文および裁判例にから適切に説明されているか。
- ② 現実に収受した利息制限法による制限利息超過の利息が総収入金額に含まれることを条文および裁判例にから適切に説明されているか。
- ③ 利息制限法による制限利息の範囲内の利息が未収の場合、当該利息が総収入金額に含まれることを条文および裁判例にから適切に説明されているか。
- ④ 利息制限法による制限利息の範囲内の利息が未収の場合、当該利息が総収入金額に含まれないことを条文および裁判例にから適切に説明されているか。